

## 医療機器等選定・仕様決定委員会要綱

### (設置)

第1条 医療衛生部における医療機器及び試験・検査機器等（以下「医療機器等」という。）の円滑かつ適正な導入を図るため、医療機器等選定・仕様決定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (定義)

第1条の2 この要綱において「政令」とは、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）をいう。

### (所掌)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 1件あたりの予定価格が政令第3条第1項の規定による総務大臣の定める額未満300万円以上の医療機器等の選定に関する事。
- (2) 1件あたりの予定価格が政令第3条第1項の規定による総務大臣の定める額以上の医療機器等の仕様決定に関する事。
- (3) その他目的を達成するために必要な事項に関する事。

### (組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、医療衛生部長の職にあるものをもって充てる。
- 3 委員は、別表第1に掲げる職にあるものをもって充てる。

### (職務)

第4条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

- 2 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

### (会議)

第5条 委員会は、委員長が必要と認めるときに招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員長が緊急を要する事項と認めるときは、各委員に回議して委員会に代えることができる。
- 5 委員長は、審議に必要があるときは、関係者を委員会に出席させて説明を求めることができる。
- 6 委員長は、審議の結果を必要に応じ、市長に報告するものとする。

### (小委員会)

第6条 委員会に小委員会をおく。

- 2 小委員会の委員長は、委員長の指名するものをもって充てる。
- 3 小委員会の委員は、別表第2の職にあるものをもって充てる。
- 4 小委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。
  - (1) 1件あたり予定価格300万円以上1,000万円未満の医療機器等の選定に関する事。
  - (2) その他目的を達成するために必要な事項に関する事。
- 5 小委員会の会議については、本要綱第5条を準用する。

6 小委員会の委員長は、審議結果を速やかに委員長に報告するものとする。

(審議事項の特例)

第7条 前条第4項の規定にかかわらず、委員長が認めるときは、委員会において審議を行うことができるものとする。

(所管の役割)

第8条 医療機器等を導入する所管は、委員会・小委員会の審議に必要な医療機器等の仕様その他必要な書面をそれぞれの委員長あて提出するものとする。

(庶務)

第9条 委員会・小委員会の庶務は、医療政策課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成3年12月15日から施行する。  
改正前要綱は廃止する。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年11月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

#### 別表 1

- |                |                |
|----------------|----------------|
| ( 1 ) 医療政策課長   | ( 2 ) 生活衛生課長   |
| ( 3 ) 保健所長     | ( 4 ) 環境保健研究所長 |
| ( 5 ) 保健福祉総務課長 | ( 6 ) 契約課長     |
| ( 7 ) 会計室長     |                |

#### 別表 2

- |                       |                   |
|-----------------------|-------------------|
| ( 1 ) 医療政策課長補佐        | ( 2 ) 生活衛生課長補佐    |
| ( 3 ) 保健所食品安全課長補佐     | ( 4 ) 保健所環境衛生課長補佐 |
| ( 5 ) 環境保健研究所健康科学課長補佐 | ( 6 ) 保健福祉総務課長補佐  |
| ( 7 ) 契約課長補佐          | ( 8 ) 会計室長補佐      |